

年会費について

(公社)東 金 法 人 会

1. 当会の年会費は下表の通りで、その会社の資本金の額で区分されます。
2. 新規に入会された場合、初年度の会費は全額免除されます。又、再入会の会員は、その加入した翌月から年度末まで月割りした会費（100 円未満四捨五入）を入会時に一括して納入願います。
3. 会費の納入方法は、「預金口座振替」、「振込」の方法がございます。
当会では、「預金口座振替制度」による会費の納入方法をお勧めしております。
是非、ご利用頂きます様お願い申し上げます。
なお、郵便局より払込の場合は、手数料が無料でご利用頂けます。
4. 年会費納入時期は、年一回「預金口座振替」・「振込」は毎年 4 月 17 日（休日の場合翌営業日）となります。

年会費表

	区 分	資 本 金	金 額
正 会 員	A 会員	300 万円未満	5,000 円
	B "	300 万円	8,000 円
	C "	300 万円超 500 万円迄	9,000 円
	D "	500 万円超 1,000 万円未満	10,000 円
	E "	1,000 万円	11,000 円
	F "	1,000 万円超 2,000 万円迄	15,000 円
	G "	2,000 万円超 3,000 万円迄	20,000 円
	H "	3,000 万円超 5,000 万円迄	25,000 円
	I "	5,000 万円超	30,000 円
	J "	支店会員（本社名で入会先）	5,000 円
	K "	その他特殊会員	3,000 円
準 会 員	L "	特別会員	3,000 円
	M "	支店会員（支店、営業所等）	5,000 円
賛助会員	N "		10,000 円

※正会員の支店会員(J会員)になる場合は、本社名で入会して頂きます。

※その他特殊会員とは、公益法人、宗教法人、税理士法人、NPO 法人、農事組合法人等。

※特別会員とは、同一代表者で複数入会している場合、資本金の最も大きい会員一社以外の会員。

尚、特別会員となる場合は、所定の書式の提出により特別会員となります。

※賛助会員とは、任意団体、人格なき社団、個人、他の地域に所在する法人。

※準会員・賛助会員としてご入会の場合、定時総会の議決権がございませんのでご了承ください。